
プロジェクト 国際対応

項目 IASB 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の概要

本資料の目的

1. 本資料は、IASB から公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「本公開草案」という。)の概要を説明するものである。

本公開草案のコメント期間

2. IASB は、2015 年 5 月 28 日に本公開草案を公表した。コメント期間は約 5 カ月 (コメント期限 : 2015 年 10 月 26 日) である。

本公開草案の概要

3. 本公開草案は、8 章から構成されている。各章における主な改正点は以下のとおりである。

第 1 章 一般目的財務報告の目的及び第 2 章 有用な財務報告の質的特性

- (1) 財務報告の目的として、企業の資源に係る経営者の受託責任を評価するために必要とされる情報を提供することを強調している。ここで、受託責任とは、企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかを意味している。
- (2) 慎重性を再導入し、「不確実性の状況下で判断を行う際の警戒心の行使」と記載している。慎重性の行使は、資産及び収益を過大表示せず、負債及び費用を過小表示しないことを意味するが、慎重性の行使は、資産及び収益の過小表示や負債及び費用の過大表示を認めるものではない。
- (3) 測定の不確実性は、財務情報の目的適合性を低下させる可能性のある 1 つの要因であり、測定の不確実性のレベルと情報の目的適合性を高める他の要因との間にトレードオフ関係がある旨を明確化している。
- (4) 忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨を明示的に記載している。

第 3 章 財務諸表と報告企業

- (5) 財務諸表は、投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく、企業全体の視点から作成されると記載している。

- (6) 報告企業とは、「一般目的財務諸表の作成を選択するか又は要求されている企業」として記載している。
- (7) ある企業（親会社）が他の企業（子会社）に対する支配を有している場合、経済的資源に対する直接支配のみで境界を決定している報告企業の財務諸表を、非連結財務諸表と呼んでいる。一方、直接支配と間接支配の両方を境界の基礎としている報告企業の財務諸表を、連結財務諸表と呼んでいる。
- (8) IASB は、一般に、連結財務諸表の方が非連結財務諸表よりも財務諸表利用者には有用な情報を提供する可能性が高いと考えている。
- (9) 非連結財務諸表も有用な情報を提供する可能性がある。IASB の考えでは、企業が非連結財務諸表の作成を選択するか又は要求される場合には、利用者が連結財務諸表をどのようにして入手できるのかを開示することが必要となる。

第4章 財務諸表の構成要素

- (10) 資産、負債及び経済的資源の定義を以下のとおり変更することを提案している。

	現行の概念フレームワーク	本公開草案
資産	資産とは、過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。	資産とは、企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源である。
負債	負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。	負債とは、企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である。
経済的資源	定義なし。	経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である。

- (11) 負債の定義における「現在の義務」について、企業は、次の両方に該当する場合には、経済的資源を移転する現在の義務を有していると提案している。
- (a) 企業が移転を回避する実質上の能力を有していない。
- (b) 義務が過去の事象から生じている。すなわち、企業は自らの義務の範囲を設定する経済的便益の受取り又は活動を行った。
- (12) 持分は、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分と定義して

いる。

第5章 認識及び認識の中止

(13) 認識及び認識の中止について以下のとおり変更することを提案している。

	現行の概念フレームワーク	本公開草案
認識	<p>構成要素の定義を満たす項目は、次の場合に認識しなければならない。</p> <p>(a) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する<u>可能性が高く</u>、かつ、</p> <p>(b) 当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している場合</p>	<p>資産又は負債を認識することが財務諸表利用者に以下を提供する場合には認識すべきである。</p> <p>(a) 目的適合性のある情報</p> <p>(b) 忠実な表現</p> <p>(c) コストを上回る便益</p>
認識の中止	なし。	<p>認識の中止に関する会計処理の要求事項は、次の両方を忠実に表現することを目指すべきである。</p> <p>(a) 認識の中止につながった取引又は他の事象の後に保持した資産及び負債（もしあれば）</p> <p>(b) 当該取引又は他の事象の結果としての企業の資産及び負債の変動</p>

(14) 本公開草案は、認識規準が満たされないかもしれない状況を識別しており、それには次の状況が含まれる。

- (a) 資産が存在しているかどうか、若しくはのれんから分離可能かどうか、又は負債が存在しているかどうかが不確実である場合
- (b) 経済的便益の流入又は流出を生じる蓋然性が低いものでしかない場合
- (c) 資産又は負債の測定が利用可能である（又は入手できる）が、測定の不確実性のレベルが非常に高いため、もたらされる情報に目的適合性がほとんどなく、他の目的適合性のある測定値が利用可能でなく入手もできない場合

第6章 測定

測定基礎の分類

- (15) 本公開草案は、測定基礎を歴史的原価又は現在価額に区分し、下記の測定基礎を記載している。
- (a) 歴史的原価
 - (b) 現在価額
 - (i) 公正価値
 - (ii) 資産についての使用価値及び負債についての履行価値

測定基礎の選択

- (16) 測定基礎の選択について、当該測定基礎が財政状態計算書と財務業績の計算書の両方においてどのような情報をもたらすのかを考慮することが重要であるとしている。また、資産、負債、収益又は費用について目的適合性のある情報を提供するために必要とされる状況について、以下のとおり記載している。
- (a) ほとんどの場合、当該情報を提供するための最も理解可能性の高い方法は、一方の測定を財政状態計算書と財務業績の計算書の両方で使用し、他方の測定基礎を開示だけに使用することである。
 - (b) 場合によっては、財政状態計算書では現在測定基礎を使用し、純損益計算書では関連する収益又は費用を決定するために異なる測定基礎を使用することによって、目的適合性のより高い情報が提供される。
- (17) 目的適合性のある情報を生み出すためには、資産又は負債及び関連する収益及び費用についての測定基礎を選択する際に、以下の要因を考慮することが重要であるとしている。
- (a) 当該資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか。これは、部分的には、企業が行っている事業活動の性質に応じて決まることになる。例えば、ある不動産が他の資産との組合せで財及びサービスを生産するために使用される場合には、当該財及びサービスの販売から生じるキャッシュ・フローを生み出すのに役立つことになる。
 - (b) 当該資産又は負債の特徴（例えば、当該項目のキャッシュ・フローの変動可能性の性質又は程度、市場要因の変動又は当該項目に固有の他のリスクに対す

る当該項目の価値の感応度)

第7章 表示及び開示

財務諸表の範囲

- (18) 財務諸表の範囲に関連して、可能性が高いか又は生じ得る将来の取引及び事象に関する将来予測的な情報を財務諸表に含めるのは、当該情報が、当期末又は当期中に存在した企業の資産、負債及び持分（認識されていない場合であっても）、あるいは当期に係る収益及び費用の理解にとって目的適合性がある場合のみとしている。

財務業績に関する情報

- (19) 純損益は、企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉であると記載している。
- (20) 純損益は、企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉であるので、すべての収益及びすべての費用が純損益に含まれるという推定が設けられている。当該推定は、収益若しくは費用を純損益から除外することが当期の純損益の目的適合性を高める場合に反証できると記載している。
- (21) 収益又は費用がある期間においてその他の包括利益に含められる場合には、それが将来のある期間において純損益に振り替えられる¹という推定が設けられている。こうした振替が行われるという推定が反証できるのは、例えば、振替が純損益の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合と記載している。

第8章 資本及び資本維持の概念

- (22) 資本維持については、現行の「概念フレームワーク」からほとんど変更されていない。

ディスカッション・ポイント

本公開草案の概要について、ご意見を頂きたい。

以 上

¹ リサイクルリングを意味している。